

第3次多治見市人権施策推進指針体系図

基本理念

基本的施策

人権施策の分野

施策の方向

一人ひとりが互いに尊重し合い、多様性を認め、誰ひとり取り残さない社会を目指して

1 人権教育

女性

1)男女共同参画意識の醸成 2)誰もが活躍できる社会づくり 3)安心して暮らせる社会づくり 4)配偶者等に対する暴力への対応

子ども

1)子どもの生命を守り、安全安心に暮らすための体制づくり 2)子どもの主体的な意見表明・参加の促進 3)子どもの居場所づくりの推進 4)子どもの権利に関する意識の育成・向上 5)インクルーシブ教育の推進

高齢者

1)高齢者の人権を尊重する教育・啓発の推進 2)高齢者が安心・安全に生活できるまちづくり 3)高齢者虐待等への対応 4)高齢者の権利擁護の推進

障がい者

1)障がい者にやさしいまちづくりの推進 2)福祉サービスの充実 3)雇用・就労の支援と社会参加のできる環境づくりの推進 4)障がい者の虐待防止への対応 5)障がい者の権利擁護の推進

部落差別(同和問題)

1)部落差別(同和問題)の正しい知識・理解を深める啓発 2)人権侵害事案への対応 3)えせ同和行為の排除

2 人権啓発

外国人

1)外国人の生活習慣や文化等の理解の促進 2)外国人への生活支援 3)ヘイトスピーチを許さない取り組み

感染症患者

1)正しい知識の普及や啓発活動の推進 2)感染症患者等の相談・支援体制の周知

刑を終えて出所した人

1)刑を終えて出所した人等の人権を尊重する教育・啓発の推進 2)社会復帰の支援

犯罪被害者等

1)犯罪被害者等の人権を尊重する教育・啓発の推進 2)犯罪被害者等が安心して暮らすことができる相談・支援の充実

3 相談・支援の充実

インターネットによる人権侵害

1)インターネット上の人権侵害を防止するための教育・啓発の推進 2)インターネットに書きこまれた人権侵害の対応 3)安全・安心なインターネット利用の促進

性的マイノリティ

1)多様な性に関する理解を深める教育・啓発の推進 2)安心して暮らせる環境づくり

災害に伴う人権問題

1)災害時に要配慮者の視点を踏まえた避難所の運営 2)防災・災害分野への女性等の参画の推進

働く人

1)労働時におけるハラスメントの防止 2)働く人の人権を尊重する教育・啓発の推進

4 多様な主体との連携

アイヌの人々

1)アイヌの人々に対する理解を深める教育・啓発の推進

人身取引

1)人身取引の現状を理解するための教育・啓発の推進

北朝鮮当局による拉致問題

1)拉致問題の理解と関心を深める教育・啓発の推進

ホームレス

1)ホームレスの人権を尊重する教育・啓発の推進 2)ホームレスの自立を支える相談・支援の充実

様々な人権問題

1)様々な人権教育・啓発の推進 2)様々な相談窓口の周知

※「人権施策の分野」の表記は簡潔にしておき、これにより対象者を限定しているものではありません。各分野の施策内容は、第2章で説明しています。